

ハラスメントADRセンター費用報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ハラスメント協会(以下「協会」という。)のハラスメントADRセンター業務規程(以下「業務規程」という。)第43条の規程に基づき、当事者が調停手続に関しセンターに納付すべき費用についてその額又は算定方法その他必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、業務規程において使用する用語の例による。

(費用の種類)

第3条 当事者が調停手続に関しセンターに納付すべき費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 調停申立手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 成立手数料
- (4) 出張交通費・宿泊費 (ハラスメントADRセンター業務規程第29条第5項による)

(調停申立手数料等)

第4条 申立人は、業務規程第18条第1項の規定により申立書を提出するときは、調停申立手数料として、100,000円(税別)をセンターに納付しなければならない。

2 業務規程第19条第2項の規定により申立ての不受理の決定をしたときは、前項の費用は、全額を申立人に返還する。

3 第1項の費用は、次の各号に掲げるときは30,000円(税別)を控除して、申立人に返還する。(1)業務規程第22条第4項の規定により調停手続が終了したとき。

(2)相手方が調停手続の実施をセンターに依頼したにもかかわらず、調停手続の期日に一度も出席することなく調停手続が終了したとき。

4 前2項に規定する費用の返還に要する費用は、申立人の負担とする。

(期日手数料)

第5条 当事者は、第1回以降の調停手続の期日に係る期日手数料として、当該調停手続の期日を開く日の前日(当日が休日であるときは、その翌日)までに、それぞれ10,000円(税別)を納付しなければならない。ただし、当事者間に期日手数料の負担割合についての合意があるときは、当該合意による負担割合によって算出された額を納付することができる。

2 一方又は双方の当事者が前項に規定する日までに期日手数料を納付しないときは、当該調停手続の期日を開催しない。この場合において、既に期日手数料を納付した当事者がいるときは、当該当事者に納付した期日手数料の全額を返還する。

3 一方の当事者が期日手数料を納付した場合であって当該一方の当事者が無断で調停手続の期日に欠席したときは、相当の理由があると認められる場合を除き、当該期日手数料は返還しない。

4 業務規程第33条第3項に規定する和解契約書を作成するために調停手続の期日を開いたときは、当該調停

手続の期日に係る期日手数料を納付することを要しない。この場合において、担当調停者は、あらかじめ期日手数料を納付することを要しない旨を当事者に通知しなければならない。

5 第2項に規定する期日手数料の返還に要する費用は、当該期日手数料を納付した当事者の負担とする。

(成立手数料)

第6条 当事者は、当事者間に和解が成立したときは、成立手数料を納付しなければならない。

2 成立手数料の額は、和解契約書に解決額として記載される経済的利益の額を紛争の価額として、当該紛争の価額について別表に示した基準により算出した額(1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)とする。

3 前項に規定する紛争の価額の算定が困難な場合は、事案の性質、複雑困難性その他の事情を勘案して、300万円以下の価額を紛争の価額として定める。この場合において、担当調停者は、当事者に説明しなければならない。

4 当事者間の成立手数料の負担割合は、等分の負担とする。ただし、当事者間に成立手数料の負担割合についての合意があるときは、当該合意による負担割合によって算出された額を納付することができる。

5 成立手数料は、和解が成立した調停手続の期日から7日以内の日(当日が休日であるときは、その翌日)までに納付しなければならない。

6 和解契約書は、成立手数料が納付された後に交付する。

(費用の納付の方法)

第8条 この規程に規定する費用は、あらかじめセンターが指定した金融機関の口座に振込む方法により納付するものとする。

2 当事者は、前項ただし書の規定により費用を金融機関の口座に振込む方法により納付したときは、当該振込みをしたことを証する書面をセンターに提出又は提示するものとする。

(その他)

第9条 センターは、この規程に定める費用のほか、調停手続に要する実費が発生したときは、当事者の同意を得て、当該実費を納付させるものとする。

附則

この規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日から施行する。

別表 成立手数料算出基準

紛争の価額(A)	成立手数料
300 万円以下	$A \times 8\%$
300 万円超—1,500 万円以下	$24 \text{ 万円} + (A - 300 \text{ 万円}) \times 3\%$
1,500 万円超—3,000 万円以下	$60 \text{ 万円} + (A - 1,500 \text{ 万円}) \times 2\%$
3,000 万円超—5,000 万円以下	$90 \text{ 万円} + (A - 3,000 \text{ 万円}) \times 1\%$
5,000 万円超—1 億円以下	$110 \text{ 万円} + (A - 5,000 \text{ 万円}) \times 0.7\%$
1 億円超	$145 \text{ 万円} + (A - 1 \text{ 億円}) \times 0.5\%$